


会津大学女性プログラマ育成塾第3期生エントリーシート

注意事項：E-mail(PC用アドレス推奨)、連絡先 TEL など正確に記入してください(英数字は半角で記入)。提出していただいた書類等に記載の個人情報は、遵守いたします。ただし、受講や就職応援の関係で、第三者に対し個人情報の提供が必要となる場合には御本人の同意をいただくこととします。

1. 履歴書

2019年1月1日現在

ふりがな ふくしま みらい 氏名 福島 未来	
E-mail ※半角で記入、PC用アドレス推奨、アドレス変更原則不可 fukushimamirai-1230@abc.or.jp	
生年月日 (西暦) 1989年 1月25日生 (満28歳)	
ふりがな ふくしまけんあいつわかまつしいっきまちつるがあざかみいあわせ 現住所 〒965-858 福島県会津若松市一箕町鶴賀字上居合 90 番地 連絡先 TEL : 090-1234-5678 ※携帯電話など連絡が付きやすい電話番号を記入してください。	
ふりがな ※東日本大震災・原子力災害で避難されている方や県外から福島県内に移住 (Uターン) を希望される方は記入してください。 帰省先住所 〒 連絡先 TEL :	

期間	学歴・職歴など
	学歴 (高校入学以降記載、学部名、学科名も記載)
2005年4月～2008年3月	福島県〇〇高等学校 普通科
2008年4月～2010年3月	〇〇短期大学〇〇学部 IT 学科
	職歴
2010年12月～2011年3月	株式会社〇〇 ××課 (契約社員)
2011年4月～2017年3月	株式会社△△
2017年4月～現在	□□株式会社 (契約社員)
	以上

年	月	免許・資格 (運転免許の記載不要)
2010	12	Microsoft Office Specialist Word 2007 取得
2011	1	Microsoft Office Specialist Excel 2007 取得
2017	10	IT パスポート試験 合格

2. 応募前提条件の確認、志望動機、PCスキル、家族構成、就労状況

応募前提条件の確認

- ◇受講期間終了後、就労状況等を把握するための「現況報告書」※1を提出できる はい
- ◇12か月間の受講期間を満了できる はい
- ◇現況報告終了まで事務局からの連絡に対応できる はい
- ◇パソコンの基本操作（JISキーボード入力、マウス操作）ができる はい
- ◇ITスキルを習得後、福島県内の企業等へ就労を希望している はい

志望動機および受講に際しての思い

現在のパソコンスキル（該当する項目にチェックを入れてください）

- パソコンの基本操作ができる
- ワードやエクセルについて簡単な操作ができる
- 簡単なプログラミングの経験がある

配偶者 あり・なし
 扶養家族の人数 人

1. 現在の就労状況（兼業など、複数該当する場合は全てにチェックしてください。）

- 就労している（ 正社員 パートタイム 契約社員（派遣含む） テレワーク）
- 無職（ 就職活動中 就職活動なし）

2. 希望する就労形態（兼業など、複数該当する場合は全てにチェックしてください。）

- 正社員（他社への転職） パートタイム 契約社員（派遣含む）
- テレワーク その他（ ）

3. 希望する業種

- データ入力など簡単なパソコンを用いた事務職
- プログラミングを主とする高度な技術職
- IT系の企業
- その他（ ）

3. 職務経歴書(就労経験のある方は直近の職務内容を記載)

会社名： 株式会社（期間 2017年 4月～現在）

職務内容 一般事務職として、主に会議資料や議事録作成、データ入力、ファイリングを一人で担当しています。そのほか、メールや電話による顧客対応、出張の手配、備品管理、社内報や社内レクリエーションにかかわる補助業務など幅広い業務を行っています。

【業務内容】

・会議書類作成、会場予約、ファイリング（一人で担当）・売上データ入力、資料作成・請求書発行・電話、メール対応、及び問い合わせ対応・来客対応、出張者の旅券やホテルの手配・消耗品・備品の在庫管理・社内報・社内レクリエーションの企画・案内作成補助

◇アンケートにご協力をお願いします。該当箇所をチェックしてください。

1. 本塾の募集を最初に何でお知りになりましたか？

- TV コマーシャル ポスター チラシ 新聞 SNS【具体的に】
- 紹介【具体的に】 その他【具体的に】

2. ポスター、チラシでお知りになった方は、どこでご覧になりましたか？

- 県庁 市町村役場 ハローワーク その他【具体的に】

ご協力ありがとうございました。

※1「会津大学女性プログラマ育成塾」は、受講終了後に数回の「現況報告書」の提出が義務となっております。